

各市町村教育委員会教育長
(各教科用図書採択地区協議会会長)
国立大学法人北海道教育大学長
各私立小中学校長様
各教育局長
各道立義務教育諸学校長

北海道教育委員会教育長

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律
及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を
改正する省令の公布・施行について（通知）

このことについて、別添平成26年 4 月16日付け26文科初第140号文部科学省初等中等教育局長通知のとおり、平成26年 4 月16日に公布、施行されました。

ついては、上記通知の内容を踏まえ、適切に事務を行うようお願いいたします。

なお、不明な点等がありましたら、担当までお問い合わせください。

記

1 改正の概要

- (1) 共同採択地区における市町村教育委員会の協議の方法（平成 27 年 4 月 1 日施行）
共同採択地区内の市町村教育委員会は、あらかじめ規約を定めて採択地区協議会を
設け、その協議の結果に基づいて同一の教科書を採択しなければならないものとした
こと
- (2) 採択地区の設定単位の変更（平成 26 年 4 月 16 日施行）
都道府県教育委員会が設定する採択地区の設定単位を「市郡」から「市町村」に改
めたこと
- (3) 採択結果及び理由等の公表（平成 26 年 4 月 16 日施行）
教科書を採択したときは、遅滞なく、当該教科書の種類、当該教科書を採択した理
由、教科書の研究のために作成した資料、教育委員会の会議の議事録を公表するよう
努めるものとしたこと

2 留意事項

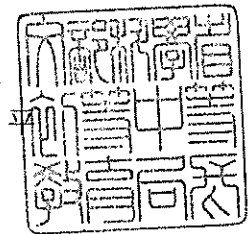
- (1) 採択地区の設定単位の変更について
今回の法律改正を踏まえ、平成 26 年度の採択において採択地区の変更を希望する
市町村教育委員会は、平成 26 年 5 月 15 日（木）までに、教育局を通じ、義務教育課
まで御連絡ください。
なお、平成 27 年 4 月 1 日以降の採択地区の見直しについては、平成 26 年 9 月に、
あらためて意向調査を行います。
- (2) 採択結果及び理由等の公表について
平成 26 年度に行う教科書採択から適用されるので、上記通知に留意し、あらかじめ
準備するようお願いいたします。
また、各採択地区協議会においても、選定結果及び選定理由、教科書の研究のため
に作成した資料、協議会の議事録等を整理しておくようお願いいたします。

26文科初第140号
平成26年4月16日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
附属の義務教育諸学校を設置する各国立大学法人の長
学校設置会社立の義務教育諸学校を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長
前川喜平



(印影印刷)

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布、施行について（通知）

このたび、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第20号）が平成26年4月16日付で公布されました（別添1）。また、これに伴い、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第20号）が同日付で公布、施行されました（別添2）。

これらの法令改正の趣旨、概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようにお取り計らいください。

また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会に対し、また、各都道府県知事と連携し、域内の私立の義務教育諸学校に対し、学校設置会社立の義務教育諸学校を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄する学校設置会社立の義務教育諸学校に対し、今回の法令改正の趣旨等について周知をお願いします。

なお、今回の法律改正に伴う政令の整備については追ってこれを行い、別途通知する予定です。

記

第一 改正の趣旨

市町村立の小学校及び中学校において使用する教科書については、都道府県教育委員会が設定する採択地区が2以上の市町村の区域を併せた地域（以下「共同採択地区」という。）であるときは、共同採択地区内の市町村教育委員会は協議して種目ごとに同一の教科書を採択することとする、いわゆる共同採択制度を採用している。

今回の法令改正は、義務教育諸学校の採択の制度の改善を図るため、近年、共同採択に当たって協議が難航する事例が生じていることを踏まえ、共同採択地区における市町村教育委員会の協議の方法に関する規定の整備を行うほか、柔軟に採択地区を設定できるようにするための採択地区の設定単位の変更、教科書の採択に関する信頼を確保するための採択結果及び理由等の公表について定めることとしたものである。

第二 改正の概要

1. 義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律の一部を改正する法律

(1) 共同採択地区における市町村教育委員会の協議の方法

①共同採択地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定め、当該共同採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科書の採択について協議を行うための協議会（以下「採択地区協議会」という。）を設けなければならないものとしたこと。（第13条第4項関係）

②共同採択地区内の市町村教育委員会は、採択地区協議会の協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科書を採択しなければならないものとしたこと。（第13条第5項関係）

(2) 採択地区の設定単位の変更

都道府県の教育委員会が設定する採択地区を、市若しくは郡の区域又はこれらの区域を併せた地域から、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に改めたこと。（第12条第1項関係）

(3) 採択結果及び理由等の公表

教科書を採択したときは、遅滞なく、当該教科書の種類、当該教科書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとしたこと。（第15条関係）

(4) 施行期日

この法律は、平成27年4月1日から施行すること。ただし、(2)(3)に関

する規定は、公布日から施行すること。（附則関係）

2. 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令

(1) 教科書を採択したときに公表すべき事項

上記1(3)の文部科学省令で定める事項は、以下に掲げるものとしたこと。

(第7条関係)

- ①義務教育諸学校において使用する教科書の研究のために資料を作成したときは、その資料
- ②市町村教育委員会及び都道府県教育委員会にあっては、教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

(2) 施行期日

この省令は、公布日から施行すること。（附則関係）

第三 留意事項

(1) 共同採択地区における市町村教育委員会の協議の方法関係

- ①採択地区協議会の規約は、共同採択に係る協議の方法を具体的に定めるものであり、また、共同採択地区内の市町村教育委員会は採択地区協議会の協議の結果に基づき教科書を採択しなければならないものであるから、採択地区協議会の規約は共同採択地区内の市町村教育委員会が十分な協議を行い、定める必要があること。
- ②採択地区協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定めるものとしており、この政令の整備については追ってこれを行い、別途通知する予定であること。

(2) 採択地区の設定単位の変更関係

- ①今回の改正は、共同採択制度の趣旨を変更するものではなく、都道府県教育委員会にあっては、引き続き地域の自然的、経済的、文化的諸条件等を考慮し、採択地区の適正規模化に努めること。
- ②今回の改正により市町村を単位として柔軟な採択地区の設定が可能になることを踏まえ、都道府県教育委員会にあっては、域内の市町村教育委員会の採択地区に関する意向の把握に努めること。
- ③採択地区の設定、変更にあたっては、あらかじめ市町村教育委員会の意見を聴かなければならないものとされており、都道府県教育委員会にあっては、共同採択制度の趣旨を踏まえつつ、この意見を尊重して採択地区の設定、変更を行うこと。

(3) 採択結果及び理由等の公表関係

- ①教科書の採択に関する信頼を確保する観点から、採択結果及び理由等の公表は重要な意義があるものであり、学校種や設置主体の特性等を踏まえ、特に、小学校及び中学校を設置する地方公共団体の教育委員会にあっては、地域住民への説明責任を果たすために、積極的な公表を行うこと。
- ②今回の法令改正により公表すべき事項とされたもののほか、開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表についても積極的に検討すること。
- ③教育委員会の会議の議事録の公表について、個々の委員の賛否を明らかにするかどうかなどの具体的な方法については、静ひつな採択環境を確保する観点も踏まえ、地域の実情に応じ、適切に判断すべきこと。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「市若しくは郡」を「市町村」に、「あわせた」を「併せた」に改める。

第十三条第四項中「あわせた」を「併せた」に改め、「当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については」を削り、「協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければ」を「協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第十七条において「採択地区協議会」という。）を設けなければ」に改め、同条第五項中「前各項」を「第一項から第三項まで及び前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

第十五条を次のように改める。

(採択した教科用図書の種類等の公表)

第十五条 市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

第十六条第三項中「第五項」を「第六項」に改める。

第十七条中「設定」の下に「採択地区協議会の組織及び運営」を加える。

附 則

この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第十二条第一項及び第十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

理由

義務教育諸学校の教科用図書採択の制度の改善を図るため、二以上の市町村の区域を併せた採択地区内の市町村の教育委員会は採択地区協議会を設けなければならないこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(採択地区)</p> <p>第十二条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(教科用図書の採択)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第十七条において「採択地区協議会」という。）を設けなければならない。</p>	<p>(採択地区)</p> <p>第十二条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(教科用図書の採択)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域をあわせた地域であるときは、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。</p>

5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を選採しなければならぬ。

6 第一項から第三項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条に規定する教科用図書については、この限りでない。

（採択した教科用図書の種類等の公表）

第十五条 市町村の教育委員会、都道府県の教育委員会及び義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。）の校長は、義務教育諸学校において使用する教科用図書を採択したときは、遅滞なく、当該教科用図書の種類、当該教科用図書を採択した理由その他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとする。

（指定都市に関する特例）

第十六条 （略）

2 （略）

3 第十三条第三項及び第六項の規定は、前項の採択について準用する。

（新設）

5 前各項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条に規定する教科用図書については、この限りでない。

第十五条 削除

（指定都市に関する特例）

第十六条 （略）

2 （略）

3 第十三条第三項及び第五項の規定は、前項の採択について準用する。

(政令への委任)

第十七条 この章に規定するもののほか、選定審議会の所掌事務、組織及び運営並びに採択地区の設定、採択地区協議会の組織及び運営、採択の時期その他採択に関し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第十七条 この章に規定するもののほか、選定審議会の所掌事務、組織及び運営並びに採択地区の設定、採択の時期その他採択に関し必要な事項は、政令で定める。

○文部科学省令第二十号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十五条の規定に基づき、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年四月十六日

文部科学大臣 下村 博文

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和三十九年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「もつぱら」を「専ら」に、「行ないうる」を「行い得る」に改め、同条第二項中「行ないうる」を「行い得る」に改め、同条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（教科用図書を採択したときに公表すべき事項）

第七条 法第十五条の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料
- 二 市町村の教育委員会及び都道府県の教育委員会にあつては、教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和三十九年文部省令第二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（教科用図書を採択したときに公表すべき事項）</p> <p>第七条 法第十五条の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 義務教育諸学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料</p> <p>二 市町村の教育委員会及び都道府県の教育委員会にあつては、教育委員会の会議の議事録を作成したときは、その議事録</p> <p>第八条～第十条</p> <p>（編集担当者の基準）</p> <p>第十一条 令第十五条第二号の規定により専ら教科用図書の編集を担当する者について文部科学省令で定める基準は、教科用図書の編集を適切に行い得ると認められる者が五人以上置かれていることとする。</p> <p>2 発行しようとする教科用図書の種目等により編集の業務の適切な遂</p>	<p>（新設）</p> <p>第十条 令第十五条第二号の規定によりもつぱら教科用図書の編集を担当する者について文部科学省令で定める基準は、教科用図書の編集を適切に行ない得ると認められる者が五人以上置かれていることとする。</p> <p>2 発行しようとする教科用図書の種目等により編集の業務の適切な遂</p> <p>第七条～第九条</p> <p>（編集担当者の基準）</p>

行に支障がないと認められる特別な場合は、前項の規定にかかわらず、教科用図書の編集を適切に行い得ると認められる者が前項の数を下る数置かれていることを基準とすることができる。

行に支障がないと認められる特別な場合は、前項の規定にかかわらず、教科用図書の編集を適切に行ないうると認められる者が前項の数を下る数置かれていることを基準とすることができる。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律の概要

趣旨

義務教育諸学校の教科書の採択の制度の改善を図るため、共同採択地区における市町村教育委員会の協議の方法に関する規定の整備等を行う。

概要

(1) 共同採択地区における市町村教育委員会の協議の方法に関する規定の整備(第13条、第17条関係)

共同採択地区内の市町村教育委員会は、規約を定めて採択地区協議会を設け、その協議の結果に基づいて種目ごとに同一の教科書を採択しなければならないものとする。

※採択地区協議会の組織・運営について政令で規定

(2) 採択地区の設定単位の変更(第12条関係)

都道府県教育委員会が設定する採択地区の設定単位を「市郡」から「市町村」に改める。

(3) 採択結果及び理由等の公表(第15条関係)

市町村教育委員会等が教科書を採択したときは、採択結果及び理由等を公表するよう努めるものとする。

施行期日

(1)は平成27年4月1日、(2)及び(3)は公布日